## 議案第3号資料

鶴ヶ島市重度心身障害者医療費助成金に関する条例新旧対照表

改正後

(対象者)

- 第3条 この条例による医療費助成金の支給の対|第3条 この条例による医療費助成金の支給の対 象となる者(以下「対象者」という。)は、医療 保険各法に規定する被保険者、組合員又は加入者 (被保険者、組合員又は加入者であった者を含 む。)及び被扶養者である重度心身障害者であっ
  - (1) 鶴ヶ島市(以下「市」という。)の区域内に 住所を有する者。ただし、次のアからコまでに 該当する者を除く。

て、次の各号のいずれかに該当するものとする。

## ア略

- イ 他の市町村から援護を受け、市の区域内に 設置されている介護保険法(平成9年法律第 123号) 第8条第11項に規定する特定施 設に入居し、又は同条第25項に規定する介 護保険施設に入所している者
- ウ 老人福祉法 (昭和38年法律第133号) 第11条第1項第1号の規定により、他の市 町村が市の区域内に設置されている同法第 20条の4に規定する養護老人ホームに入 所を委託している者

<u>エ</u> 略

才 略

力 略

キ略

<u>ク</u> 略

ケ略

コ略

- (2) 略
- (3) 市から援護を受け、市の区域外に設置されて いる介護保険法第8条第11項に規定する特 定施設に入居し、又は同条第25項に規定する 介護保険施設に入所している者
- (4) 老人福祉法第11条第1項第1号の規定によ り、市が市の区域外に設置されている同法第2 0条の4に規定する養護老人ホームに入所を 委託している者

現 行

(対象者)

- 象となる者(以下「対象者」という。)は、医療 保険各法に規定する被保険者、組合員又は加入者 (被保険者、組合員又は加入者であった者を含 む。) 及び被扶養者である重度心身障害者であっ て、次の各号のいずれかに該当するものとする。
  - (1) 鶴ヶ島市(以下「市」という。) の区域内に 住所を有する者。ただし、次のアからクまでに 該当する者を除く。

ア略

イ略

ウ略

工略

<u>才</u> 略

カ略

キ略

ク略

(2) 略

<u>(5)</u> 略	<u>(3)</u> 略
<u>(6)</u> 略	<u>(4)</u> 略
<u>(7)</u> 略	<u>(5)</u> 略
<u>(8)</u> 略	<u>(6)</u> 略
<u>(9)</u> 略	<u>(7)</u> 略
<u>(10)</u> 略	<u>(8)</u> 略
<u>(11)</u> 略	<u>(9)</u> 略
<u>(12)</u> 略	<u>(10)</u> 略
<u>(13)</u> 略	<u>(11)</u> 略
$2 \sim 3$ 略	$2 \sim 3$ 略